

入間市重度心身障害者福祉手当支給条例新旧対照表

改正案	現 行
(受給資格等) 第3条 手当は、市内に住所を有する障害者に対して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の規定に基づく障害児福祉手当、同法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者(規則で定める超重症心身障害児である者を除く。)</u> 2・3 略 (手当の額) 第5条 手当の額は、障害者1人につき月額<u>5,000円</u>とする。	(受給資格等) 第3条 手当は、市内に住所を有する障害者に対して支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1)・(2) 略 2・3 略 (手当の額) 第5条 手当の額は、障害者1人につき月額<u>6,000円</u>とする。<u>ただし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の規定に基づく障害児福祉手当、同法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者(規則で定める超重症心身障害児である者を除く。)</u>にあつては、<u>障害者1人につき月額1,750円とする。</u>